

区内中小企業の皆様へ

## インボイス発行事業者支援事業助成金

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞のインボイス枠またはインボイス特例（以下、「国補助金」という。）を活用して、免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する取組を行う区内中小企業者に対して、国補助金の自己負担分の一部を助成します。

### 提出期限

令和8年2月27日（金）まで（消印有効）

### 助成対象者

次の要件をすべて満たす中小企業基本法に規定する中小企業者

- ①【法人】区内に本店登記があり、区内に主たる事業所を有していること。  
【個人】区内に事業所（営業の本拠）があり、区内に住所を有していること。
- ②大企業が実質的に経営に参画していないこと
- ③個人開業医でないこと。
- ④【法人】法人事業税及び法人都民税を滞納していないこと。  
【個人】個人事業税及び住民税を滞納していないこと。
- ⑤小規模事業者持続化補助金＜一般型＞のインボイス枠またはインボイス特例の交付申請をしていること。
- ⑥過去において、当事業の助成金を受けていないこと。
- ⑦目黒区暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者が経営に関与していないこと。
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者でないこと。
- ⑨その他区長が助成金を交付することが適当でないと認める事業者でないこと。

### 助成金額

1 事業者上限10万円

（助成率：小規模事業者持続化補助金＜一般型＞確定額の1/20）

※千円未満の額は切捨て。

### 申請及び 問合せ先

〒153-0063 目黒区目黒 2-4-36 目黒区民センター1 階

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課 中小企業振興係

電話 03-3711-1134（直通）

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shigoto/enjo/invoice.html>



## 支援の手続と流れ

### 【申請時】

【支援申請】令和8年2月27日（金）まで

- ① インボイス発行事業者支援事業申請書
- ② 小規模事業者持続化補助金事業＜一般型＞に係る申請書の写し
- ③ 小規模事業者持続化補助金事業＜一般型＞に係る提出書類のうち  
下記アまたはイのいずれか（インボイス枠またはインボイス特例を申し込んでいることが分かるもの）  
ア 経営計画書兼補助事業計画書①の写し  
イ 補助事業計画書②【経費明細表・資金調達方法】の写し
- ④ （法人）履歴事項全部証明書（コピー可）  
（個人）開業届の写し及び住民票（コピー可）  
※履歴事項全部証明書及び住民票は申込日より3か月以内に発行のもの。
- ⑤ （法人）法人事業税納税証明書及び法人都民税納税証明書（コピー可）  
（個人）個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書（コピー可）
- ⑥ その他区長が必要と認める資料



区から申請者に、申請資格確認通知書を送付



【交付申請】令和8年3月31日（火）まで

小規模事業者持続化補助金額確定通知書、受領後に申請

- ① インボイス発行事業者支援事業助成金交付申請書
- ② インボイス発行事業者支援事業助成金請求書
- ③ 小規模事業者持続化補助金額確定通知書等の写し
- ④ 適格請求書発行事業者の登録通知書等の写し
- ⑤ その他区長が必要と認める資料

※①と②の用紙は申請資格確認通知書と一緒に郵送します。